

3 R 推進マイスター制度について

1. 「容器包装廃棄物排出抑制推進員(3 R 推進マイスター)」制度の創設

改正容器包装リサイクル法において、レジ袋等容器包装廃棄物の排出抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱し、推進員により容器包装廃棄物の排出の状況・排出抑制の取組の重要性に関する啓発、消費者への指導・助言等を行うこととしています。

現在「容器包装廃棄物排出抑制推進員」の任期を3年間としています。

容器包装廃棄物排出抑制推進員制度を広く知っていただくために愛称を公募した結果、「3 R (スリーアール) 推進マイスター」と決めました。

環境大臣は、3 R 推進マイスターが実施する容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとされています。

○ 容器包装リサイクル法(抄)

(容器包装廃棄物排出抑制推進員)

第7条の2 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、容器包装廃棄物排出抑制推進員を委嘱することができる。

2 容器包装廃棄物排出抑制推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 容器包装廃棄物の排出の状況及び事業者と消費者との連携による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組の重要性について啓発をすること。
- 二 容器包装廃棄物の排出の状況及び排出を抑制するための取組に関する調査を行い、消費者に対し、その求めに応じ当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

3 環境大臣は、容器包装廃棄物排出抑制推進員が実施する容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2. 3 R 推進マイスターの委嘱

平成 19 年 5 月 30 日、容器包装廃棄物の 3 R を推進するオピニオンリーダーとして全国規模で活躍されている方や有識者など 17 名を国が推薦し、第 1 期の 3 R 推進マイスターとして委嘱しました(別紙 1)。

10 月 18 日、地域実情を踏まえ、きめ細やかな普及啓発活動を行うため、都道府県、政令指定都市及び地方環境事務所から、地域のオピニオンリーダーとして活躍されている方々計 52 名を推薦いただき、第 2 期の 3 R 推進マイスターとして委嘱しました(別紙 2)。

3. 3 R推進マイスターの活動内容等

3 R推進マイスターの方々には、国、地方自治体、市民団体等の出務依頼に基づき、スケジュールが許す範囲で、容器包装廃棄物の3 Rに関する講演、シンポジウムのパネリストとしての出席、その他活動（環境学習講座、ワークショップなど）を行い、国民に広く普及活動を広く行っていただくことを期待するものです。

3 R推進マイスターの方々が多忙で、講演、その他普及啓発活動に係る出務依頼に対応困難な場合は、ホームページでの執筆・発信、関連誌への寄稿等を通じた啓発活動、著作活動等、各自の自主的な活動の中で、容器包装廃棄物の3 R推進に係るPRを行っていただくものとします。

3 R推進マイスターの方々には、主な活動実績を「活動実績報告書」（別紙5）にとりまとめ、活動いただいた翌年度の4月末までに環境省へ報告して下さい。

併せて、啓発活動を通じて得られた知見等に基づき、今後の3 Rの取組のあり方等について、提言や意見などをいただきます。

環境省は、3 R推進マイスターの方々の活動状況などをホームページに掲載して、国民に広く知っていただくとともに、3 R推進マイスターへ必要な情報を逐次提供していきます（3 R推進マイスター活動支援小冊子「（仮称）3 Rまなびあいブック案」参照）。



4. 3 R推進マイスターへ出務依頼ができる者

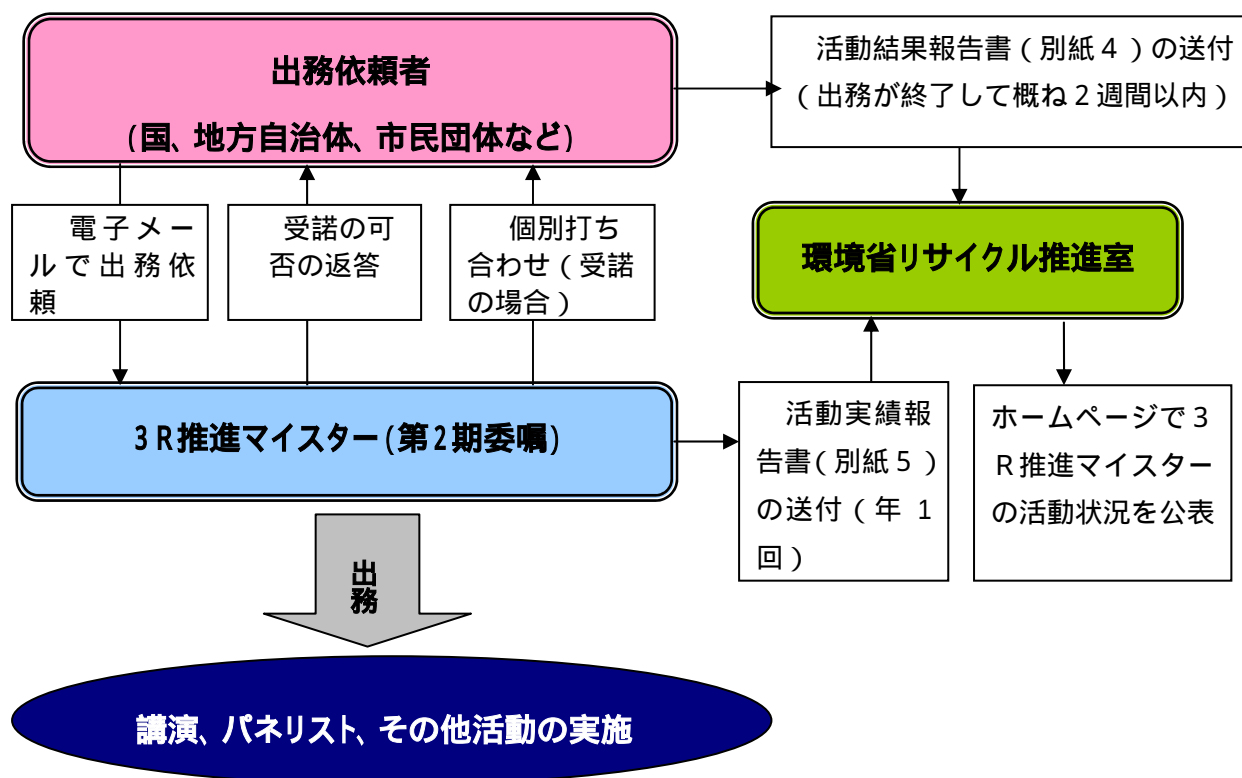
3 R推進マイスターへ出務依頼ができる者は、営利を目的としない、容器包装廃棄物の削減に関する講演会、シンポジウム、環境学習講座、ワークショップ、キャンペーンなどを開催する団体に限ります（出務依頼者）。

参加者から資料印刷代などの実費負担を求める以外に、利益を得ることを目的として、参加料、受講料などの名目で別途金銭を徴収しようとする団体は、出務依頼者となることはできません。

5. 3 R推進マイスターへの出務依頼の手順

出務依頼者は、次図の手順に従って、3 R推進マイスターの方々に対して出務依頼を行うとともに、出務終了後の報告を行ってまいります。

第1期委嘱者の多くは芸能事務所などに所属しているため、所属事務所等との調整のため、出務依頼者からの出務依頼を環境省が取り次ぎして運用しています。しかし、手続きに相当の時間を要し迅速な対応が難しいことや、出務依頼者の思いが十分に伝わらないなどの課題があるため、第2期委嘱者の方々については、出務依頼者が直接連絡できるよう、連絡先の電子メールアドレスを公開いただきました。



出務依頼者は、電子メールの本文に次表「協力依頼事項」の各事項を記載し、出務希望の3 R 推進マイスターへ送付します。なお、添付ファイルを通じたウイルス感染を防止するため、電子メールに文書ファイルを添付して送信することを禁止する旨を周知しています。

協力依頼事項	
1. 出務を希望する事業名	(2) その他の普及啓発活動(環境学習講座の開催、パネルディスカッションなど)を希望する場合は、実施場所、時間、対象者、人数、実施して欲しい主な内容 等
2. 事業の開催予定日時	
3. 事業の開催予定場所	
4. 主催者、共催者等	6. 事業の開催場所への行き方(使用する公共交通機関の種類、経路等)
5. 3 R 推進マイスターへ希望する活動内容	7. 出務を希望する3 R 推進マイスターへのメッセージ
(1) 講演を希望する場合は、タイトル、講演場所、講演時間、対象者、人数、講演	8. 出務依頼者の情報(団体名、団体の代表名、担当者名、担当部署、電話番号・FAX 番号・電子メー

して欲しい主な内容 等	ルアドレス)
-------------	--------

出務依頼メールを受信した3 R推進マイスターは、出務依頼者へ“受諾の可否”を電子メールで返信します。この時、3 R推進マイスターが出務依頼を受諾する場合、出務依頼者との間で具体的な実施内容等を打ち合わせていただきます。

出務依頼者は、3 R推進マイスターの出務が終了して概ね2週間以内に、**活動結果報告書（別紙4）**を電子メールに添付して、環境省まで送付してもらいます。

環境省は、出務依頼者から送付された「活動結果報告書」をホームページに掲載して、3 R推進マイスターの活動状況を国民に広く知っていただきます（別紙3：「3 R推進マイスターの活動状況」参照）。

3 R推進マイスターの出務に伴う、出務依頼者の経費負担等について

出務依頼者は、3 R推進マイスターが依頼した活動を行うのに必要とする実費（例：自宅から会場までの往復の交通費、食事代、資料作成費等）を負担します。実費として負担する範囲と額は、出務依頼者と3 R推進マイスターとが事前に協議して定めていただきます。

3 R推進マイスターとしての活動については、原則として、出務依頼者は「報酬」は支給しないものとします。「報酬」として取り扱う範囲は、出務依頼者と3 R推進マイスターとが事前に協議して定めていただきますが、一般的に、講演料や出演料などの名目で特別多額の金銭を出務依頼者が支給することは必要ありません（3 R推進マイスターが活動に伴う報酬を求めることはできません。）

環境省では、環境審議会や専門委員会に出席した委員に対して「委員手当」「会議出席謝金」を支給しています。これと同様、環境省が出務依頼した3 R推進マイスターに対して、「委員手当」「会議出席謝金」に相当する額を「日当」として支給しており、これは社会通例の行為と考えています。そこで本制度を運用するにあたり、出務依頼者に対して、環境省の考え方を参考に、必要な日当を出務した3 R推進マイスターへ支給するように求めており、その額については、3 R推進マイスターと事前協議で定めるように説明しています。